

○総務省告示第三百六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注三十四の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年八月三十一日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

[1・2 略]

3 超広帯域無線システムの無線局

周波数	指定周波数帯
[略]	
7.9935GHz	7.587GHzから8.4 GHzまで
8.125GHz	7.25GHzから9GHzまで
[略]	

[4～6 略]

改正前

[1・2 同左]

3 [同左]

周波数	指定周波数帯
[同左]	
7.9935GHz	7.587GHzから8.4 GHzまで
[同左]	

[4～6 同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。